

磐田市課税原票管理システム機器賃貸借 仕様書

1. 件 名

令和 8 年度 磐田市課税原票管理システム機器賃貸借

2. 賃貸借物件

別紙明細書を参照

3. 賃貸借物件の機器構成及び仕様等

賃貸借物件の機器構成、その他仕様に関することは、売主に照会すること。

4. 賃貸借物件の調達業者

TOPPAN イクイップメント株式会社

〒135-0062

東京都江東区東雲1-7-12 KDX 豊洲グランスクエア 5F

(連絡先)

社名：TOPPAN イクイップメント株式会社

部署：DX 営業ユニット 東日本 DX 営業グループ 第一営業チーム

担 当：若島 恵介

TEL：03-6204-2621

FAX：03-5560-3177

5. 賃貸借期間

・TOM9500ex - 68 及び制御 PC：令和 8 年 1 2 月 1 日～令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日（60ヶ月）

6. 賃貸借条件等

- (1) 売主との支払・契約条件等については売主に必ず確認すること。
- (2) 賃貸借物件に定める機器等を売主と調整したうえ、令和 8 年 1 2 月 1 日に正常稼働できる状態で当市の指定する設置場所へ納入すること。
- (3) 賃貸借機器の保守は含まない。
- (4) 貸借料の支払いは再リースした場合を除き、毎月払い（当月分を翌月末払い）とする。
- (5) 賃貸借期間満了後における物件の再リース又は返却については、当市の希

望に応ずること。

- (6) 再リースの際には、賃貸借料はハードウェア部分のみの負担とし、年単位での契約で当市会計年度ごとの一括払いとすること。
- (7) 賃貸借物件返却の際に必要な費用（運搬費用等）は賃借人の負担とすること。なお、賃貸借物件返却の際の情報抹消は当市で手配を行い、これに伴う費用も当市にて負担するものとする。
- (8) 賃貸借料には、固定資産税及び動産総合保険料を含むこと。
- (9) この契約は、地方自治法 234 条の 3 及び磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約に該当するため、契約にあたっては、この契約に属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約は変更又は解除することができるものとする。ただし、契約の変更又は解除された場合において損害が生じたときは、市が損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は双方協議して決める。

7. 入札価格

入札書の入札価格には税抜き月額賃貸借料を記載すること。

8. 納入場所と納入期限

・納入場所と所在地

磐田市国府台 3 番地 1

磐田市役所本庁舎 1 階 市民税課

磐田市役所西庁舎 2 階 DX 推進課サーバー室

・納入期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日（令和 8 年 1 2 月 1 日に正常稼働できること。）